

第 11 回 押水地区通学・PTA 部会 報告書

第 11 回 志雄地区通学・PTA 部会 (合同開催)

町教委への報告日：令和5年6月23日

開催日時	令和5年6月22日（木）午後7時40分～午後8時10分
開催場所	生涯学習センターさくらドーム21 2階 第一会議室
委員出欠 (押水地区)	押水第一小学校校長 基村 俊成 (部会長) 出席 押水第一小学校教頭 中川 知成 出席 押水第一小学校PTA副会長 荒川 光 出席 宝達小学校PTA会長 松田 一稔 出席 宝達小学校PTA母親代表 山口 美紗 欠席 相見小学校教頭 古田 正樹 出席 相見小学校PTA副会長 中村 伸之介 欠席 北大海第一保育所保護者会会長 寺谷 美希子 出席
委員出欠 (志雄地区)	樋川小学校校長 岩網 清美 (部会長) 出席 樋川小学校教頭 岡島 優子 出席 樋川小学校PTA副会長 木村 久利 出席 志雄小学校PTA会長 守田 知仁 出席 志雄小学校PTA母親代表 北山 万里子 出席 南部保育所保護者会会長 昔農 ちひろ 欠席
委員以外の出席者	学校教育課 担当課長 岡本 泰 学校教育課小学校統合準備室 主幹 中橋 理樹
会議要旨 (議題及び合意事項)	○通学・PTA 部会長挨拶 (岩網 樋川小学校長) ○前年度までの決定内容や今後の検討内容確認 (中橋 統合準備室主幹) ・令和5年度協議予定確認(資料1) ・PTA 適正化について(資料2) ・PTA 規約案(P11～参照)の確認 ○質疑応答…なし ○次回(9/21)の協議内容確認
今後の課題 (次回の論点)	・PTA 規約 第1章～第5章(名称および事務所、目的、方針、会員、会計)の協議決定。 ・訴訟リスクを抱える事項(強制加入、役員の強制、児童の対応個人情報取得、会費の用途、会費引落等)を規約に盛り込むべきか。
その他 (町教委への 伝達事項等)	・必要に応じて、各校PTA役員にも意見を聴取しておく。
報告者	押水第一小学校 教頭 中川知成

第11回 小学校統合準備委員会 通学・PTA部会 次第

日時：令和5年6月22日（木）準備委員会終了後

場所：宝達志水町生涯学習センター 2階 第1会議室

1 部会長あいさつ

2 議 事

(1) PTAについて

① 資料説明

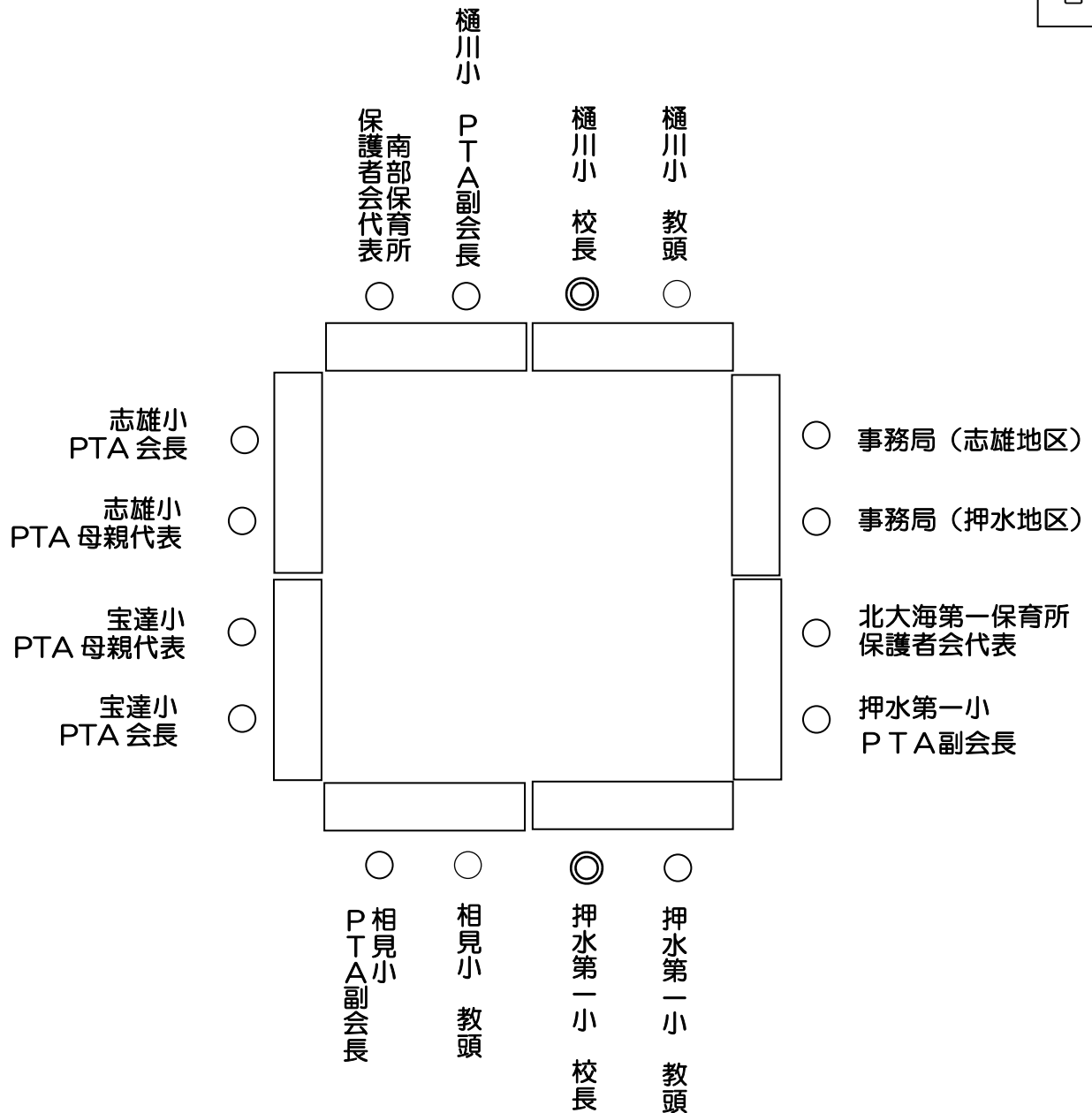
- 規約（案） . . . 準備委員会資料を参照
- 令和5年度協議予定 . . . 資料1
- PTAの適正化 . . . 資料2

② 協議

③ 次回検討事項の確認

通学・PTA 部会（押水地区・志雄地区）座席表 合同

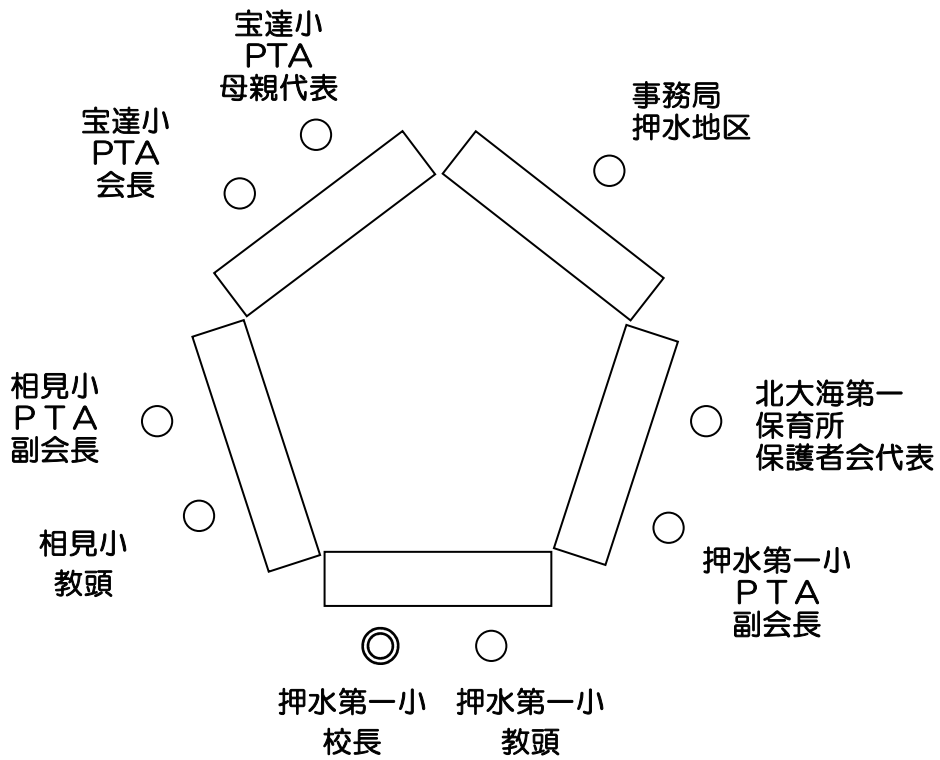
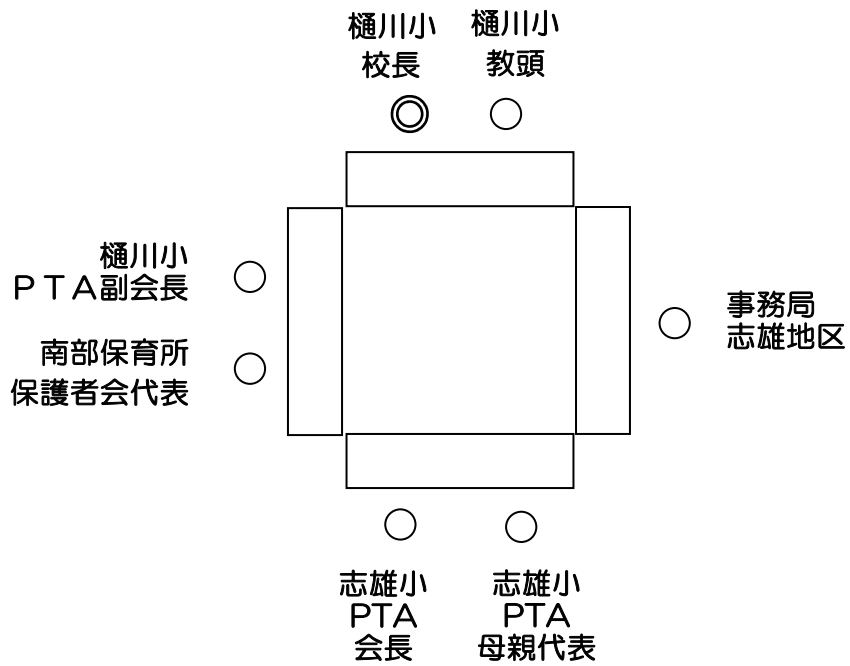
出入り口



出入り口

通学・PTA 部会（押水地区・志雄地区）座席表

学校別



令和5年度協議予定

	6/22 第11回	9/21 第12回	12/21 第13回	2/22 第14回
PTAの適正化	課題把握	考慮のうえ検討		
第1章 名称および事務所	次回協議 内容確認	協議 <input type="checkbox"/> 決定	—	—
第2章 目的				
第3章 方針				
第4章 会員				
第5章 会計				
第6章 役員	次回協議 内容確認	協議	協議 <input type="checkbox"/> 決定	—
第7章 監査委員				
第8章 総会				
第9章 運営委員会				
第10章 役員会				
第11章 専門部会	次回協議 内容確認	次回協議 内容確認	協議	協議 <input type="checkbox"/> 決定
第12章 細則				
第13章 慶弔規定				
第14章 改正				
細則の内容				
慶弔規定の内容				

PTA の適正化

資料：川崎市 PTA 連絡協議会「PTA 活動における適正化・活性化ガイドライン」

下記は法的に問題があるとされる状態です。訴訟リスクもあるので、規約の検討にあたり、十分に考慮してください。

問題点	状 態
強制加入	学校入学説明会のような場において、PTA 加入の任意性について説明するが、基本的に全員加入する前提となっており、加入できないという人の相談に応じない。また、非加入による差別があるなどと伝え、非加入を選択できないように促す。
	PTA 加入の任意制について説明していない。
役員・委員の強制性	事前に（会則や PTA のしおり等で）選考・選出方法や選考過程を明らかにしている。他薦や勧誘が中心だが強制はなく、最終的に当人の主体的な意思で役割を引き受けている。ただし、他薦しなければ立候補とみなすというような、立候補の強制性が見受けらる。
	選考・選出方法や選考過程が会員に対して明らかになっていない。また、選考過程において、ポイント未達や選考会に出席していない会員に対し、個別の事情を配慮することなく強制的に役員・委員を割り当てたり、決まるまで教室を出られないようにする、機微な個人情報を公開することを強制するなどの人権侵害に当たる事例が発生することがある。
児童・生徒の対応	PTA 加入・非加入によって児童・生徒への関わり方が平等ではない事案が発生している。
個人情報取得	PTA 運営に必要な個人情報を無断で学校から取得している。学校は保有する個人情報を PTA へ提供する理由や目的を説明するのみ。PTA は学校から提供された個人情報の取り扱いルールを定めていない。
	PTA 運営に必要な個人情報を無断で学校から取得している。学校も保有する個人情報を PTA や自治会等に提供することを保護者へ説明していない。
会費の用途／公費・私費	寄付採納の手続きをしていない。PTA 会費で校舎の修繕工事をするなど所管所属に相談や報告をすることなく行っている。
PTA 会費引き落とし	PTA 会費を学校指定の口座から徴収している。PTA は会費の額や納入方法（教材費等と一緒に徴収すること）を保護者と教職員へ説明するのみ。 PTA 代表者と学校の間で会費の引き落とし事務に関する委任状を取り交わしていない。
	PTA 会費を学校指定の口座から徴収している。PTA は会費の額や納入方法（教材費等と一緒に徴収すること）を保護者と教職員に説明していない。